

図書館通信 - 22 -

1973. 7

前進のための変化を—退任にあたって—

石塚 経雄

このたび2年間の任期を、曲がりなりに了えることができましたのは、ひとえに関係の皆様方のご協力やご指導の賜物と深く感謝の意を表するものであります。

退任のご挨拶としてあるいは不適当かとも思いますが、今後の本学図書館の発展を念じ、この機会をかりていささか経験に基づく希望をのべたいと存じます。本質的には、大学図書館の存在理由と、それが果たすべき役割の再認識によって、つねに新たに脱皮していく必要性は、いうまでもありません。およそ前進しているところでは、変化はつねに行なわれており、また変化が不可避であることは、けだし当然であります。実は先日行なわれた国立大学図書館協議会で、昨年度に引き続き東海地区を代表して、図書館維持費の増額と格差の是正、ならびに定員増を具体的に文部省に要望いたしました。たとえば、学科の増設や学生増に対応して、一定の比率による図書館定員の増員は、あまりにも当然の要求であります。したがって参考要員のようにひもつきで増員できないかを提案しましたが、本省では、百余名の増員にさえ10年を要する旨がのべられました。もとよりこれは学内問題であります。本学をみれば、ここ数年来学科の増設や学生増によって、たしか400名以上の学生数の増加と教官増があり、それぞれ変化しつつ前進しています。これにつれて図書館の事務量はますます増大していますが、図書館職員数は不变であるという矛盾が、いや、むしろ定員削減によるマイナス方向への変化というアンバランスが、前進をはばむ大きい障害になっていることは否定できません。定員の不足を部分的に補う非常勤の人事費が、図書館維持費の約半額を占めているという現実を認識する必要があります。図書館サービスの向上のためにも、皆様方の深いご理解を切望するものであります。

前館長時代からの要望であった参考要員1名が昨年度配置され、本省ならびに本部のご理解によって、本年度から参考調査係として正式に発足できたことは、大変よろこばしいことであります。また、以下5ヶ年計画で法経短大の図書を本館に移管再整理中でありますが、旧静高、教育学部、農学部の図書の再整理は、今後の大きい課題となりましょう。さらに諸条件の整備充実によって、延長開館などが可能となることを切望せざるをえません。とりわけ図書館の増築は、焦眉の急であります。

ここに本学図書館の発展を祈り、非力な私にかわって、すぐれた上野新館長にバトンタッチしたいと存じます。

もくじ

- 前進のための変化を 1
- 技術革新から
生物科学の時代へ 2
- 私のすすめたい本 3
- 参考調査係の
新設にあたつて 4
- 複写 5
- 委員会報告 6
- お知らせ 6
- 人事異動 6

《でんわ（内線）》

- 和書発注 273
- 洋書発注 273
- 雑誌発注 277
- 和書整理 278
- 洋書整理 274
- 貸出 275
- 雑誌貸出 269
- 複写 275
- 参考調査 276

技術革新から 生物科学の時代へ

近 藤 圭 二

アポロ11号が月世界に到着し、人類が初めて月面に降り立った時、今更ながら機械文明の急速な発展ぶりと技術革新のはなやかさにただ驚くのみであった。しかしあれから間もない今日、公害の問題をきっかけに、技術革新のありかたや自然環境と人間の問題が話題にのぼってきた。1970年代は激動の時代と云われていたが、70年当初から我々の眼前にあらわれてきているこの問題は、技術者、研究者にとってそれぞれの領域をこえて問題にせねばならなくなり、すべての人間の関心事になりつつある。

技術開発の再検討

第一次産業革命以来、技術が社会の進歩と人類の福祉に貢献してきた役割は、誰もが疑う余地はないであろう。しかし太平洋戦争時代、原子核物理の研究が恐るべき原子爆弾の開発になって具体化されて以来、技術開発がともすると人類の福祉を無視して、自然科学、技術の独立性だけが主張し続けられ、多くの技術者、研究者が技術開発の奉仕者のようにになりつつあることも無視できない事実である。その結果G.N.Pで代表される物質の量は世界各国とも著しく豊富になり、物質中心に考えた場合の人間の幸福は一応満たされたようにも思われる。ところが最近の事実として、G.N.P至上主義の一つの欠陥とも思われる公害の発生が、直接的に危害を加え始めてきた。社会発展の原動力は生産力であり、確かに機械文明によって生産力は飛躍的に発展したが、技術の最終目的はただ生産力の発展だけではなく、そのことによって人類が幸福になることである。そうなると人類の福祉と幸福とを防衛するための技術開発が再検討されなくてはならぬ。現代は機械文明の時代であるが、これは人類の歴史の上の一つの段階にすぎない。文明の未来を機械文明的な方向だけで考えるのは間違いであり、公害の問題などは、機械文明の行きづまりを示すものと考えられる。

自然と生物科学

人間が生きて行くという現象は、大きくいえば自然の循環の中のことであり、機械文明が自然の循環を断ち切ったところに成り立つとすれば、人

間を含めて生物の存続が危くなるのは当然のことである。自然における循環は機械文明的な考え方ではとらえられない。生物のメカニズムと機械のメカニズムとはまるで正反対であり、機械文明の今日、人間は生物であり自然の中の一つの存在にしかすぎないということを忘がちであるが、今や否応なしに生物の問題を取り組まなければならない状態に立ちいたっている。今や機械文明にかわるものは生物文明であり、これからは生物科学のウェイトが益々高まるであろう。

情報概念の登場

20世紀前半までは、自然の諸現象を構成する2本の柱として物質とエネルギーの2つの概念が考えられ、これと対立するもの或はこれを観察しましたは利用するものとしての人間が考えられていた。従って客観的事象としての科学技術は、物質とエネルギーの研究、開発、応用がその主力であり、物理学と化学がこれを支えてきた。生物学、医学、農学等も同様に化学の基礎の上に、また場合によつては生物物理を導入して今まで発展してきたのである。ところが社会の近代化が進み、人間がやり合いをもつ範囲が拡大するに従い、情報伝達手段の開発に関心がよせられはじめ、現象を構成する第三の柱として情報の概念を確立するに至つた。そこで生物現象を情報科学的に見ると、実につきない興味の存在であることが分る。例えば生物の一つの現象である代謝における一連の生化学反応を考えてみると、明らかに物質が変化していく流れであり、同時にエネルギーの流れでもあり、情報の流れでもある。従って生物体では、物質、エネルギー、情報がもっとも調和のとれた形で流れているのである。だから生物は自然の生んだ最も完全なシステムであり、生命現象をこのような観点から眺めると、そこには多くの新しいシステム科学的課題が見出されるであろうし、それを研究することにより生命への理解を深めると共に、その研究成果の社会学的並びに工学的応用は、人類の未来に多くの福祉をもたらすと信じる。

ライフサイエンスの成立と役割

生物科学は本来私達人間も含めた生物界と、そ
(四 p.3右下へ)

ロボット一心を持った機械一

井 原 素 三

万博の前後において、わが国に、いわゆるロボットブームがあった。そして現在は、一応鎮静したかに見える。このような時こそ、われわれは、じっくりとロボット問題を考えてみる必要があると思う。熱に浮かれた状態からは、決して地についた結論は得られないからである。

「心を持った機械を作ることが可能か?」という問題は、今まで、いろいろの角度から論じられたが、未だに結論は得られていない。サイバネティクス学者は言うだろう。「ともかく、作れるかどうかは、作ってみなければわからない」と。サイバネティクスという新らしい学問は、今まで不可能であると思われていたことを、数多く可能にした。だからと言って、「心を持った機械」を作ることが可能になったとは言えない。翻訳機械などは直ぐ作られるだろうという予想に反して、未だに成功していない。人間の言葉というものも、翻訳しようとすると意外とむずかしい問題があることが明らかとなつたからである。しかしながら「心を持った機械」は絶対に作れないとは言えない。技術的には、あるいは可能ではないかという気がする。しかしながら、技術的に可能であるとしても、それが人間にとつて望ましいことであるかどうかは、全く別の問題である。このことは、最近の公害問題を見れば明らかで、ただ単に技術の面からだけでロボット問題を考えたのでは、人類にとって、取り返しのつかない結果を生ずるかも知れない。そのような点から、ロボットの哲学なども真剣に取り組まなければならない問題であろう。

もちろん、「心を持った機械」が作られるとしても、それは、今からずっと、ずっと先の話である。したがつて今すぐ、直接問題に直面するという訳ではない。しかしながら、この問題にどのように対処するかという姿勢は、間接的に、公害問題や合理化問題と連なつてくる。そのような意味で、ロボット問題を考えることは、差しつかえの問題であることができる。

後掲の本は、決して、ロボット問題に解答を与えてくれるものではなく、問題の所在をある程度与えてくれる程度に過ぎない。このことは、全ての分野について言えることではあるが、とくに「

ロボット問題」は、全く序の口に達したところに過ぎないから、特にその感を深くする。

技術の発達を讃嘆する時代は終つた。技術の発達を、ただ漫然と追求すれば、どのような結果をもたらすかを、われわれは痛切に体験した。今からではもう手おくれではないかという危惧すら感じる。やはり、技術もまた哲学を持たなければいけないのでと思う。そのような意味で、ロボット問題もまた考えられなければならないと思う。

(1) 森政弘・合田周平著「ロボットーその技術と未来一」日本放送出版協会 昭44

(2) 合田周平著「知能機械—ロボット時代の幕開け一」日本経済新聞社 昭44

※(3) アルフレッド・J・コート、ジュニア著 渡辺茂・白井良明訳「ロボット工学—バイオニクスからパターン認識へー」講談社 昭44

(4) 吉田夏彦著「ロボットの哲学」日本経営出版会 1971

(※印本館所蔵) (工学部助教授 機械工学)

訂 正

前号20 / 21号 p 6 の渡辺安夫教授寄稿中に、次の編集ミスがありました。おわびして、訂正します。

誤 正

西田幾太郎 → 西田幾多郎

花崎阜平 → 古在由重

(p 2より)

こを支配する自然の摂理を学び、真に調和のとれた人類の幸福を実現するための手段であり、このような人間の叡智と最先端の工学技術とが結びつく必要性が強く要求されている。最近両者の境界にバイオニクス、をはじめいわゆるライフサイエンスといわれる分野が生れ、工学と生物の直接の統合としてようやく積極的展開をはじめているが、両者の距離はまだまだ遠くこの距離を実質的にうづめる努力を描いて人類の未来はありえないよう

に思う。

公害や自然破壊などの現代の危機を克服する具体的な方途を科学、技術面から探求することは勿論必要であるが、より積極的に人類の未来を先取りする立場から生物を統一体として把握し、これを有機体としての人類社会に応用しなければならぬ。

20世紀の残る30年は、生物科学が重大な課題となるであろうし、これは今通り過ぎようとしている技術革新よりもはるかに大きい影響を人間と人間社会に及ぼすものと思う。

(農学部教授 応用微生物)

参考調査係の

新設にあたって

坂 田 勲

農学部分館統合を機会に、かねてからの懸案であった参考調査係を4月1日付で本館に新設した。そこで係設置の経緯について述べてみたい。

従来日本学術会議・国立大学協会および国立大学図書館協議会でも、大学図書館のサービス水準の低さが問題とされてきた。すなわち、利用者に必要な情報を必ずしも十分に提供できていないという認識の下に、その根本原因として人員・予算に集中して改善方策が検討され、公表されてきた。とりわけ、国立大学図書館協議会は、実際の事務量との間にある不均衡是正（本誌13号、P1-2）のなかでも、直接サービスの核ともいえる参考調査業務について文部省に対し必要な定員増・予算増を繰返し要求してきた。また本館でも以前より文部省に参考調査要員を独自に要求し、既に昭和45年度から運用係に担当者1名を配属させ一部業務を開始していた。

これら努力が実り、文部省は昭和47年度より33国立大学附属図書館に参考調査要員を配置し始めた。本学については幸にも初年度の8大学に入り1名の配置を認められたので、従来からの1名をあわせ2名によって業務を担当させてきた。この間調査件数は、399件（45年）、543件（46年）、1158件（47年）と急増し、参考調査機能への要求の強いことを裏書きしていた。

文献検索の機械化が難航している現在、資料への接近性を保障する図書館の参考調査機能の責任は大きい。参考調査とは耳慣れない言葉であるが換言すれば資料について調査と相談を担当する窓口である。この業務には、図書館の利用案内・事実調査・文献目録の作成、さらには抄録作成から翻訳サービスまでも含むようであるが、単なる知識に止まらず経験・熟練と適切な調査資料が必要なこの業務の場合早急な業務拡大は困難である。当面は利用者の求める特定文献を確実・迅速に入手できるよう、所蔵先の調査（所在調査）と特定文献データの確認（書誌事項の調査）に重点をおく方針である。同時に平行して辞書・便覧・書誌・索引等の調査資料の充実を図りつつ資料操作に研鑽を積み、図書館が資料のモルグから脱皮する

一助となるよう努力したい。これら調査用資料ならびに資料操作等、業務への率直な助言・叱正をお願いする次第である。

参考調査係の新設と先に配布した雑誌目録（和文編）の完成により、本学図書館も漸くサービス強化の第一歩を踏み出した。しかし統合時に予定していた増築が実現せず、事務室の分散によって事務処理に支障をきたす面がでてきてている。また職員の健康管理面でも懸念がある一方、書庫スペースも次第に狭隘になってきており、増築の完成が焦眉の問題である。この他、最近の雑誌利用の急増対策、蔵書目録の刊行、旧制静岡高校蔵書等の再整理など、所蔵資料の効果的利用に必要な措置を本館では十分に行はれていない状態である。

第2次定員削減のため業務縮小が現実の問題となっている図書館が出てきているなかで、これら山積された課題を逐次解決しながら、利用者が求める図書館のサービス機能を高めてゆくことは日々に困難なことである。図書館業務は縁の下の力持ちで地味な存在だが大学にとって重要な施設である。参考調査係設置を機会に図書館が大学の情報センターとしての機能を発揮できるよう、今後とも関係各位の御理解と御協力を御願いする次第である。

（図書館 事務長）

■教官著作寄贈図書 一本館

海野福寿（法短・教授）

静岡県掛川市大日本報徳社所蔵岡田家文書

目録（「近代地方体制の研究」静岡県掛川
地方研究班 昭和45）

原秀三郎（人文・助教授）

日本原始共産制社会と国家の形成

（歴史科学大系 第1巻）（校倉書房1972）

坂本重雄（人文・教授）

しあわせに生きる権利（現代の人権双書7）

（法律文化社 昭和48）

中林敏郎（農・教授）

農産物利用学（朝倉書店 昭和48）

じょうほう じょうほう じょうほう じょうほう じょうほう

○ 東京大学農学部図書館は、定員不足のため昨年12月より業務を縮小した。開館時間は11時-17時、参考業務中止、図書館間の資料の貸出（相互貸借）も中止された。（「図書館の窓」3月号）

なお直接問合わせたところ、複写は総合図書館に申込めば可のこと。

○ 雑誌目録（和文編）を刊行しました。御覽の上お気付の点は、内線269（雑誌担当）までお知らせ下さい。

複写—著作権と入手時間

大 塙 浩 一

図書館では複写サービスを行っていますが、いくつかの問題が浮かび上っています。特に著作権法との関係については意外と知られていないようですので、この点を中心に説明します。

著作権法の規定

複写サービスは、人間の知的創作物（著作物）を対象としているため、その知的所有権（著作権）の保護を図る観点から法律（著作権法）によって著作物^{注1}の利用が制限されています。ジュリスト誌上での検討等を参考に、図書館の複写サービスの許容範囲を明きらかにしてみます。

具体的には著作権法第31条に規定されており、次の要件を具えている場合に限り、利用者は図書館の複写サービスを受けることができます。

- ① 当該図書館等が政令で定められた施設であること
 - ② 当該複写サービスが営利を目的とした事業でないこと
 - ③ 当該図書館等の図書、記録その他の資料を用いて行われること
 - ④ 利用者の調査・研究の用に供するためであること
 - ⑤ 著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあってはその全部）であること
 - ⑥ その複写物は1人につき1部提供すること
- ①については、本学図書館（浜松分館を含む）は著作権法施行令第1条により指定された施設であり、かつこの規定にある著作権法施行規則第1条の要件を具えています。

② 営利性については、「実費（用紙代、原価償却費、人件費）を徴収すること」ができる他、「その図書館の事業の経営に充てる場合」であれば、実費以上を徴収してもよいとされています。

注2

③ 自館所蔵資料の他、「他の図書館が所蔵するものであっても、長期にわたり借り受け、当該図書館の責任において管理し、いわば自ら所蔵しているといいうる状態にあるものはこれに含まれると解されます。注3

④ 「第3者を通じてする場合も含まれます。

注4

⑤ 著作物の一部分とは「半分以下」^{注5}とされ

ています。次に発行後相当期間を経過したとは、「通常の入手経路から入手することがほとんど不可能であり、次号がすでに発行されている場合であれば、入手不可能」^{注6}です。

⑥ この要件が、授業での資料として利用するため複数部数を複写する場合に抵触します。また著作権法第35条には、学校その他の教育機関における複製として、一定の要件の下で「教育を担当するもの」が複製できるとされています。したがって「教師の求めに応じ、生徒50人分を提供する」とことは、図書館には認められていません。^{注7}

以上が図書館における複写サービスの許容範囲です。

複写物入手までの時間

外部機関に複写を依頼する場合の障害の1つは申込みから複写物入手まで、早くても3週間、遅ければ、5週間以上かかる点です。これは申込み先により前金払いの制度を取っている機関のあること、文書による申込みが原則であること、申込み先の繁忙期に当たるか否か等の問題です。また申込先の窓口（図書館）と資料の所蔵箇所が別の場合（例えば大学の各部局の場合など）には、図書館所蔵資料の複写よりも日数を要したりします。

この他、文献データに不備があり申込先を決定するまでに時間をとられる例も少なくありません。図書館としても、必要な調査資料はできるだけ備え、迅速な入手ができるよう心掛けておりますが、以上のような事情から、前記期間を見越して申込み戴く他ありません。なお所蔵先の調査・文献データの調査は参考調査係で行っております。

注1 ここにいう「著作物」とは、著作権の目的となっている著作物をいう（著作権法30条）

注2 ○田原昭之：新著作権法の下における図書館の複写サービス

図書館雑誌 65(6) : 283 (1971.06)

○著作権法研究会：新著作権法セミナー
〔第6回〕

ジュリスト 473 : 121-122 (1971.03.01)

注3 田原 p 283- 284

注4 田原 p 284

注5 田原 p 284

注6 田原 p 284

注7 文部省編刊「著作権法ハンドブック」

昭和46 p 36 (021.2 / M631)

(参考文献)

佐野文一郎・鈴木敏夫「新著作権法問答」

新時代社 1970 (021.2 / Sa 66)

(図書館 参考調査係)

■附属図書館委員会報告

(第3回)

昭和48年2月14日

於 本 館

- (1) 農学部の統合による農学部分館の廃止について審議し、これを承認した。
- (2) 農学部分館の廃止に伴う諸規則の改正について審議し、これを承認した。
- (3) 農学部分館の廃止に伴う職員の問題について報告があり、これを了承した。
- (4) 図書館経費について報告があった。
- (5) 日々雇用職員の問題について報告があった。

(第4回)

昭和48年3月20日

於 本 館

- (1) 参考調査係の設置について審議し、これを承認した。

■東部地区図書委員会報告

(第7回)

昭和48年3月6日

於 本 館

- (1) 春季休業中の図書館の閉館について報告があり、これを了承した。
- (2) 農学部分館の統合に伴う館内模様替について一部変更することを検討し、これを了承した。
- (3) 図書館通信編集委員の選出方法について発言があり、これを了承した。

■昭和48年度附属図書館委員会構成委員

(7月1日現在)

図書館長	上野 実朗
人文学部	坂本 重雄 森 修二
教育学部	松本 繁樹 三枝 康高
理学部	野口 基子 波多江一八郎
農学部	多門院和夫 村松 敬一郎
教養部	松井 巍 安永 義夫
工学部	染谷 太郎 市川 常男
電子研	豊田 耕一 水品 静夫
事務局	谷口 健一
法 短	高橋 清 (オブザーバー)

■人事異動 一本館

一新 任一 (48.7.1付)

上野 実朗 館長 (理学部・教授)

一退 任一 (48.6.30付)

石塚 経雄 館長 (教養部・教授)

一配置換一 (48.4.1付)

杉山 秀夫 整理係長 ← 農学部分館係長

小坂 由雄 総務係主任 ← 農学部分館図書

主任

大野 富昭 運用係 ← 農学部分館

大堀 浩 参考調査係 ← 運用係

高木由美子 参考調査係 ← 運用係

一併任解除一 (48.3.31付)

吉田 玲子 整理係長

一併 任一 (48.4.1付)

吉田 玲子 参考調査係長

一新採用一 (48.5.1付)

横山 芳美 運用係

一転 任一 (48.4.1付)

春山 俊夫 整理係 ← 沼津高専庶務課

図書主任

石塚美恵子 整理係 → 東京学芸大学附属

図書館整理係

おしらせ (本 館)

(1) 夏季休暇中の長期図書貸出について

(イ)貸出冊数 4冊まで (指定図書は2冊まで)

(ロ)貸出日 7月9日(月)～11日(水)

(ハ)申込期間 6月30日(土)まで

(ニ)申込要領○窓口③番に用意してある所定の申込用紙を用いて下さい。

○申込用紙には必ず指導教官、またはこれに代るべき教官の捺印を受けて下さい。

(ホ)返却期限 9月1日(土)～4日(火)

なお、長期貸出準備のため7月2日(月)～7日(火)の間、通常の貸出を停止します。

(2) 夏季休暇中の休館について

次の期間、休館します。

(イ)7月23日(月)～31日(火) 開架図書点検のため

(ロ)8月27日(月)～31日(火) 閲覧室整備のため

(3) 夏季休暇中の開館時間は次の通りです。

月～金：9時30分～15時00分

土：9時30分～12時00分

(4) 農学部分館統合と共に、4月1日付で参考調査係が新設されました。詳しくは p.4 を御覧下さい。

〈編集後記〉

新しい編集委員 任期は来年3月まで

波多江 (理学部) 中條 (教養部)

大堀・佐藤・春山・望月 (図書館)

従来の反省をこめ通信を活用した情報提供を試みます。しかし、高木前助教授のいわれた『問題点の具体的追求』(14/15号)も連載する予定です。次号は9月中旬発行予定。どうかよろしく。